

< 参 考 >

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

第 1 条(指名停止)別表第 2 第 1 4 号

| 措 置 要 件                                                                             | 期 間                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| (不正又は不誠実な行為)<br>別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき | 当該認定をした日から<br>1 ヶ月以上 9 ヶ月以内 |

第 3 条第 4 項 (指名停止の期間の特例)

部局長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第 1 項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍まで延長することができる。

第 1 1 条 (準用規定)

第 1 条から前条までの規定は、部局の発注する製造等の請負及び物品の購入等について準用する。